

高齢者のインフルエンザ予防接種を受けられる方へ

猪名川町

猪名川町では、インフルエンザの発病や重症化防止のため、高齢者のインフルエンザ予防接種を実施します。予防接種には、思いがけない事故が起こることがあります。**必ず「インフルエンザ予防接種を受けられる方へ」をよくお読みいただき、接種について十分理解した上で、体調の良い時に予約をして受けてください。**

対象者

- ・接種時に満 65 歳以上の方
- ・接種時に満 60 歳～ 64 歳の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全による免疫機能の障がいにより身体障害者手帳 1 級をお持ちの方

***住民票が猪名川町、川西市、伊丹市、宝塚市、尼崎市、西宮市、芦屋市、三田市以外の方は、接種の際に住所地の市町で交付を受けた「予防接種依頼書」を医療機関に提出してください。持参されない場合は、任意の予防接種となります。**

実施期間

令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 1 月 31 日まで
(効果的に免疫を得るため、できるだけ 12 月中旬までに接種する方が望ましいです)

費用

- 1,500 円 / 回 (自己負担分)
- ・接種日時点での生活保護決定通知書持参の方は無料
 - ・中国残留邦人等支援給付者で、「本人確認証」を持参する方は、無料。
 - ・住民票が猪名川町、川西市、伊丹市、宝塚市、尼崎市、西宮市、芦屋市、三田市以外の方は、全額自己負担になる場合があります。
 - ・他市町で接種される方は、接種時に全額をお支払いいただく場合があります。その際は、後日保健センター窓口で返金手続きをしてください (接種前に、他市依頼書の申請手続きをされた方に限ります)。

接種回数

期間内に 1 回 (2 回目の接種をする場合は、任意の予防接種になります)

予診票記入について

- ① 太線内の住所、氏名、生年月日、質問事項等もれなく記入してください。被接種者の記入欄は医師の診察を受けてから、予防接種の必要性・副反応等を十分理解した上で記入してください。(接種を「希望します」に「○」と自署がない場合は接種することができません)。
- ② かかりつけ医療機関以外で受ける場合は、その主治医に予防接種を受けても良いか、ご確認ください (猪名川町の指定医療機関以外で接種する場合は、申請が必要です。接種される前には、約 1 週間程度余裕をもって、必ず保健センターにご連絡ください)。
- ③ インフルエンザ予防接種済証は切り取らずに、住所、氏名、生年月日を記入してください。
- ④ 予診票は実施医療機関より、町保健センターに届けられ保管します。

予防接種等の相談は、猪名川町保健センター (Tel 766-1000) にご連絡ください。

インフルエンザ予防接種について

インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをするにより、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。

典型的なインフルエンザの症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水などもみられます。また、インフルエンザの場合は吐き気や下痢といった胃腸症状を訴える方もおられます。普通のかぜに比べて全身症状が強く気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多いのもインフルエンザの特徴です。

インフルエンザの流行は、通常、初冬から春先にみられますが、ときには春期、夏期にもみられます。また、流行が始まると、短期間に小児から高齢者まで膨大な数の人を巻き込むという点や 65 歳以上の高齢者や慢性疾患患者で死亡率が高くなるという点等は普通のかぜとは異なります。

インフルエンザを予防するには

- ① 外出時にはマスクを使用し、帰宅時にはうがい・手洗いをしましょう（普通のかぜの予防にも有効です）。
- ② 流行前に予防接種を受けましょう。
- ③ 室内では加湿器などを使って、一定の湿度を保ちましょう（インフルエンザの感染の広がりには空気の乾燥が関係しています）。
- ④ 日頃から、十分な栄養や休息を心がけましょう。
- ⑤ 人ごみは避けましょう。

インフルエンザ予防接種の有効性について

インフルエンザ予防接種の有効性は、高齢者の発病防止や重症化の防止に有効であることが確認されています。

なお、予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに 2 週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約 5 カ月間とされています。できるだけ、12 月中旬までに接種するようにしましょう。

また、インフルエンザウイルスは毎年変化しながら流行するため、毎年流行が予測されるウイルスにあった予防接種を受けておくことが効果的です。

接種対象者について

対象者は、接種時に満 65 歳以上の方及び満 60 歳～64 歳の方で心臓や腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全による免疫機能の障がいにより、身体障害者手帳 1 級をお持ちの方です。

また、**この予防接種は義務ではなく、ご本人が接種を希望する場合のみに行うものです。**接種を受けるご本人が、麻痺などがあって同意書に署名ができない場合や、認知症の症状があつて正確な意思の確認が難しい場合などには、ご家族やかかりつけ医によって、ご本人の接種意思の有無の確

認を含め、接種適応を決定する必要があります（最終的に確認ができない場合には、予防接種法に基づく接種はできません）。

予防接種を受ける前に

（１）一般的な注意事項

- ① この説明書をよくお読みになり、必要性や副反応について十分に理解しましょう。
- ② **気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に医師に質問しましょう。**
十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。
- ③ 予診票は接種の可否を決める大切な情報です。予防接種の安全性の確保のためにも、基本的には接種を受けるご本人が責任を持って記入し、正しい情報を医師に伝えてください。
- ④ 他の予防接種との接種間隔にご注意ください。新型コロナワクチンの接種前後は、13 日以上の間隔をあけて、その他の予防接種については、接種される医療機関、もしくは保健センターにご確認ください。

（２）予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱のある人（一般的に 37.5 度以上）
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人
- ③ インフルエンザワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシーショックを起こしたことがあることが明らかな人、卵等でアナフィラキシーショックをおこした既往歴のある人「アナフィラキシーショック」というのは通常接種後約 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐（おうと）、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。
- ④ インフルエンザの定期接種で、接種後 2 日以内に発熱のみられた人及び発疹（ほっしん）、じんましんなどアレルギーを疑う症状が見られた人
- ⑤ その他、医師が予防接種を行うことが不適当な状態と判断した場合

（３）予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓、腎臓又は呼吸器の機能（間質性肺炎、気管支喘息等）、肝臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けている人
- ② 今までにけいれんをおこしたことがある人
- ③ 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人のいる人
- ④ 新型コロナ感染症罹患後 2 週間以内の人

（４）予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- ① 予防接種を受けた後 30 分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② 副反応の多くは 24 時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③ 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ④ 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

インフルエンザ予防接種の副反応について

予防接種の注射の跡が、赤みを帯びたり、腫れたり、痛んだりすることがあり、また、微熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることもあります。通常2～3日のうちに治ります。

また、重大な副反応としては、接種後30分以内にショック、アナフィラキシー様症状（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）がおこることがあります。その他、ギランバレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、肝機能障害、黄疸、喘息発作があらわれる等の報告があります。

その他

① 予防接種を受けない場合

接種医の説明を十分聞いた上で、ご本人が接種を希望しない、家族やかかりつけ医の協力を得てもご本人の意思の確認ができない、当日の身体状況が接種を受けるのに望ましくない場合は接種を行いません。その後、インフルエンザに罹患、あるいは罹患したことによる重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

② 副反応が起こった場合

予防接種を受けた後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、**医師（医療機関）の診療を受けるとともに保健センターにご連絡ください。なお、副反応によって医師にかかる場合は保険診療となります。**万が一、接種後重度の副反応によって健康被害が発生した場合は、法律に基づき国による救済措置の制度があります。

また、予防接種を受けた方又はその家族から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に報告書を提出することができます。ワクチンとの因果関係が必ずしも明確でない場合であっても報告の対象になります。